

○ 真鶴

議会だより

第26号
平成17年2月
(2005年)



成人式



町の鳥
いそひよどり

もくじ

| | |
|--------|---|
| 12月定例会 | 2 |
| 一般質問 | 4 |

12月定例会

平成16年12月17日

真鶴町監査委員の選任について

監査委員の柳川源三氏が平成十六年十一月三十日辞職されたため、岩本克美氏を同委員に選任することについて議会で同意されました。

(任期 平成十六年十二月十七日～平成二十年十二月十六日)



条例の制定について

真鶴町立の小中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

練支援費の国負担金の基準単価の引き下げによるものと、居宅生活支援費の事業費増加に伴うもの、また、衛生費では、前年度老人保健事業費負担金の精算によるものです。財産収入では、土地貸付収入のうち、高圧鉄塔線下補償料の支払方法の変更によるもの、繰入金につきまして新たに設置する町立小学校の校名選定にあたっては、一般公募による校名募集の中から、真鶴町立小学校統合化推進協議会等において、慎重な審議を受け、新設校の校名等に関し、所要の改正をしたものです。

国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第二号）

既定の歳入歳出予算にそれぞれ一千七百二十万八千円を追加し、総額を十億七千九百四十六万二千円とするものです。

歳入は、一般会計繰入金の減額や保険給付費支払準備基金からの繰入が主なものです。

歳出は、人事異動に伴う人件費の減額、事業の執行残などの不用額整理を行い、財源確保を講じております。総務費では、総務管理費で地区集会所の改修による追加、民生費では、心身障害者福祉費で福祉団体支援及び障害児者支援費制度事業の利用者増による補助金の追加をし、商工観光費では、商工総務費で、中小企業設備資金利子補給事業の利用者増に伴う追加、土木費では、道路維持費で道路補修工事費の追加、消防費では非常備消防費で消防団員退職に伴う運営費の追加をし、教育費では、教育振興費で、小学校統合に伴う備品等の移設及び施設改修等による追加をそれぞれ措置して

案 例

真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について

補 正 予 算

国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第二号）

今回の補正予算は、歳出のみの補正です。

総務費では、人件費関係の減額と委託料の減額。医業費では、委託料と薬品代及び賄材料費の減額が主なものです。

平成十六年十一月定例会は、十二月十七日に会期一日で開きました。

この定例会では、人事関係一件、条例二件、補正予算七件が提案され、すべての議案が可決されました。

また、意見案一件が提出され全員賛成で可決し、意見書を提出しました。

一般質問は、五人の議員が十四項目にわたり行いました。

地方税法及び国有資産等市町村交付金及び納付金に関する法律が改正され、特定附帯設備にかかる固定資産税納稅義務者を設備の設置・所有者とすることが定められましたこと、また、個人の均等割について新たに課税対象となるかたがたへの特例が定められたことにより、所要の改められることにより、所要の改

歳入は、まず、国庫及び県支出金において、民生費のうち障害者支援費制度事業で、施設訓練

一般会計補正予算（第六号）

一件、条例二件、補正予算七件が提案され、すべての議案が可決されました。

また、意見案一件が提出され全員賛成で可決し、意見書を提出しました。

一般質問は、五人の議員が十四項目にわたり行いました。

歳入は、まず、国庫及び県支出金において、民生費のうち障害者支援費制度事業で、施設訓練

真鶴 議会だより

下水道事業特別会計補正予算
(第三号)

で、これらに伴う歳入歳出の追加が主なものです。

今回の補正予算は、歳出のみの補正です。

人事異動等による人件費の増減を総務費で行い、七十三万一千円を追加するものです。

真鶴魚座特別会計補正予算
(第二号)

今回の補正予算は、収益的支出の補正です。

人事異動に伴う人件費の補正と漏水の増による修繕費及び路面復旧費等の追加が主なものであります。

上水道事業会計補正予算 (第一号)

今回の補正予算は、収益的支出の補正です。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ百七十六万三千円を追加し、総額を一億三千八百十六万八千円とするものです。

歳入は、財産収入において、販売物品の売上実績の伸びに伴い売上収入を追加するものです。歳出は、魚座運営費で、物品売払収入の追加に連動し、販売物品購入費の追加をするものであります。

介護保険事業特別会計補正予算 (第二号)

意見書を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣及び経済財政政策担当大臣に送付しました。



既定の歳入歳出予算にそれぞれ二百五十五万五千円を追加し、総額を四億七千八百三十四万六千円とするものです。

人事異動に伴う人件費の追加



12月定例会で審議した議案と結果

| 議案名 | 審議結果 |
|--|--------------|
| 真鶴町監査委員の選任について | 同意 (全員賛成) |
| 真鶴町税条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員賛成) |
| 真鶴町立の小中学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (賛成多数) |
| 平成16年度真鶴町一般会計補正予算(第6号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成16年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成16年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(施設勘定)補正予算(第2号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成16年度真鶴町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成16年度真鶴町真鶴魚座特別会計補正予算(第2号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成16年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成16年度真鶴町上水道事業会計補正予算(第1号)について | 可決 (全員賛成) |
| 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書について | 可決 (全員賛成) |

町政運営の基本姿勢と将来の展望、ビジョンについて次の五点を伺う。

- 一、行政の徹底的な見直しと革新策はあるか。
- 二、職員の意識改革を伴う政策展開の推進体制はどのよ

近年の地方分権の流れの中で、地方の特色を持つたまちづくりの推進が図られるような制度改革が進んできていますが、そ

町政運営は

Q1

答

うに考えているのか。
三、構想計画段階での町民会意形成の具体策について
四、町政の憲法というべき自治基本条例を作るべきと思うがどう考えるか。
五、町政革新に当たり、町長として議会あるいは町民に求めることがあれば、表明していただきたい。

町政運営の基本姿勢と将来の展望、ビジョンについて次の五点を伺う。

- 一、行政の徹底的な見直しと革新策はあるか。
- 二、職員の意識改革を伴う政策展開の推進体制はどのよ

近年の地方分権の流れの中で、地方の特色を持つたまちづくりの推進が図られるような制度改革が進んできていますが、そ



の権限行使するための財源の確保が課題だと思います。今後の町政運営に当たっては、限られた財源を有効に活用していくために、経費の削減と一層の業務の合理化、効率化を図っていくことが必要です。

二点目については、職員においても、職員提案制度を立ち上げるなど、職員一人ひとりが町を作っていくという意識をさらりと醸成し、意識改革を図つてみたいと考えています。

三点目、本町では各種計画、また事業を推進していく上で、住民意見が行政に反映される機会は少なからずあると考えています。

三点目、本町では各種計画、また事業を推進していく上で、住民意見の反映を図つてきました。住民の方の参加をいただき、住民意見の反映を図つてきました。

町条例違反の赤浜シニアマンション建設確認申請に対する県行政への対応と今後の対策について、伺いたい。

業者が最初に行方届を出してきたのが五月二十四日、そして六月十五日に協議して、まちづくり条例第九条の高さ制限が特に問題であると業者に話したところ、変更の意思がなく、また第十条の美の基準に基づいて手続きを始めたところ、これについても従う意思はないとのことだったのです。

最後五点目については、厳しい財政状況の中、住民サービスの低下を招かないよう事業を行していくたいという考え方もあるので、議会ならびに町民の皆様方にも理解をお願いしていかたいと思います。

Q2

今後、公聴会を開き業者と折衝していくと思うが、どうしても業者が聞きいれない場合、工事差し止めの訴訟を起こすかどうか。その辺の覚悟を伺いたい。

者から取りやめの通知があり、公聴会を中止したが、なんと町通り越し、直接県へ確認申請を出し、県も確認書を出したということであった。

行政手続法、あるいは上位法である建築法では、この確認申請はできるかもしない。ただ県が受理したという行為に相当な問題がある。



真鶴 議会だより



県の対応については、提出されたものに消防の同意を待つて正式に受理したとの連絡がありました。建築基準法に基づき、県は対応し確認済書を交付したとはいえ、町の考え方としては、まちづくり条例の重要な点はルールに基づくまちづくりを行うことです。

条例に基づく土地利用規制基準の中の高さ制限では、最高が一〇メートルで、現在、業者から提出されている計画は二〇メートル強になっています。

訴訟の問題は、まちづくり条例に関わっていた弁護士とも話をさせていただきました。公聴会の場で協議が整わず工事が進められていく場合には、弁護団等皆様方にも相談をかけながら、準備はしていきたいと思っています。

小学校の統合計画の推進に併せ、ひなづる幼稚園を移転設置の有効活用と、また岩地区住民の皆様の協力を得て、町立幼稚園運営を実現すべく町民説明会やPTA、保護者会等で説明をしてきました。

跡地利用に関しては、岩小学校PTAからも町立幼稚園の移転等は要望されていることから、かかるべき時期において統合化推進協議会及び関係者との話し合いを進めていく考えです。

移転計画及び耐震化事業の計画は、多額の経費と整備に時間を要することや、それに加え事



ひなづる幼稚園の移転計画は

小学校の統合に伴い、岩小跡地にひなづる幼稚園を移転するというこれまでの計画は、どの程度進んでいるのか。



小学校の統合計画の推進に併せ、ひなづる幼稚園を移設し、岩小学校施設の有効活用と、また岩地区住民の皆様の協力を得て、町立幼稚園運営を実現すべく町民説明会やPTA、保護者会等で説明をしてきました。

跡地利用に関しては、岩小学校PTAからも町立幼稚園の移

せ、ひなづる幼稚園を移設し、岩小学校施設の有効活用と、また岩地区住民の皆様の協力を得て、町立幼稚園運営を実現すべく町民説明会やPTA、保護者会等で説明をしてきました。

跡地利用に関しては、岩小学校PTAからも町立幼稚園の移

業等による成果、あるいは実効性等も研究調査を行う必要があるかと思います。

岩地区的住民の方の意向等の確認、理解も大事であり、今後とも関係者との調整作業も含め、慎重に取り組んで行きたいと思っています。

なお、幼稚園の現施設をどう利用するか、あるいは安全性についての話し合いの中で十分に検討等の話し合いの中で十分に検討していきたいと思っています。

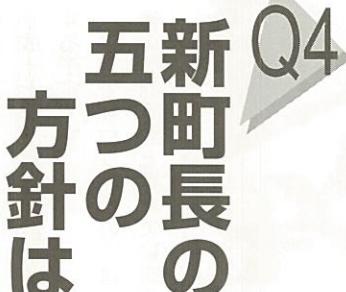
五、広域行政を拡大していくための方策は、その他に町立診療所の運営、水道料金、長坂住宅の建設状況などを伺う。

五、広域行政を拡大していくための方策は、その他に町立診療所の運営、水道料金、長坂住宅の建設状況などを伺う。

三、最小の費用で最大の効果を上げるための行政改革の推進について、財政の情報を開示していくべきと思うが。

四、町長の考えている対話集会について。

新町長の五つの方針は



新町長の五つの方針は

一、真鶴半島の保全と利用に関する基本計画を策定中で、この計画を基に半島の将来像を描き、県の公園利用計画との整合をとった中で、保全と利用に努めていきたいと思っています。

車両の乗り入れ規制を基本としながらも実施の方法については、今後協議していくたいと思います。

診療所の運営は、医師とも相談をかけながら、今後の方針について詳しい方向がついたときにお諮りします。

水道料金は既に累積赤字を大きく抱えていますので、必然的に値上げの方向に向かって行くので、改定率等の問題も研究していきたいと思っています。

町営住宅は転石等が出土

の概況を町広報や掲示板に公表しています。

四、町民が求めていく対話については、こちらから出向いて行き、時間が許される限り自分から進んで対応していきたい。

五、し尿処理問題については、小田原市なども視野に入れることも一つの方策で、湯河原町については例えれば、企業会計を一つにすることができます。広域行政の拡大かと考えます。これは相手もあることなので、十分調整を図り、特別委員会、協議会等で諮っていきたいと思います。

三、毎年六月と十月に収入・支

ばと思います。

四、町民が求めていく対話については、こちらから出向いて行き、時間が許される限り自分から進んで対応していきたい。

五、し尿処理問題については、小田原市なども視野に入れることも一つの方策で、湯河原町については例えれば、企業会計を一つにすることができます。広域行政の拡大かと考えます。これは相手もあることなので、十分調整を図り、特別委員会、協議会等で諮っていきたいと思います。

四、町民が求めていく対話については、こちらから出向いて行き、時間が許される限り自分から進んで対応していきたい。

五、し尿処理問題については、小田原市なども視野に入れることも一つの方策で、湯河原町については例えれば、企業会計を一つにすることができます。広域行政の拡大かと考えます。これは相手もあることなので、十分調整を図り、特別委員会、協議会等で諮っていきたいと思います。

四、町民が求めていく対話については、こちらから出向いて行き、時間が許される限り自分から進んで対応していきたい。

五、し尿処理問題については、小田原市なども視野に入れることも一つの方策で、湯河原町については例えれば、企業会計を一つにすることができます。広域行政の拡大かと考えます。これは相手もあることなので、十分調整を図り、特別委員会、協議会等で諮っていきたいと思います。

行政改革の推進について、三役は助役、収入役を一つにしていきたいと考えています。

Q5

次世代育成支援対策は

政府は急激な少子化に歯止めを掛けることを目的とした少子化対策プラスワンを実行させるために、昨年七月、次世代育成支援対策推進法を十一年間の时限立法で成立させた。当町でも、既に計画策定に取り組み、ニーズ調査も終了しているとも聞いている。そこで、当町の行動計画について町長の考えと今後の取り組みについて伺う。

回答

行動計画の策定に際し、町民の子育てに関する生活実態やサービスの利用意向、意見、要望を把握し、基礎データを収集す



今年九月、真鶴町次世代育成支援対策地域協議会を小児科医等を構成とし、委員十三名で立ち上げました。既に会議は二回ほど開催しています。

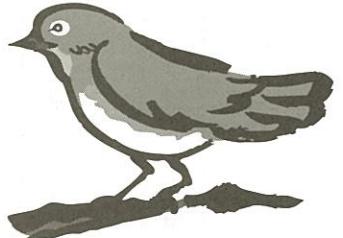
今後具体的な計画事業を盛り込んだ計画の素案を平成十七年

一月末に作成し、素案に対する町民の意見をいたしました上で、平成十七年三月末に計画を策定する予定です。

子育てサロンについては、今後の検討課題と考えています。

ることを目的として、真鶴町次世代育成支援に関するニーズ調査を平成十六年一月に、就学前児童の保護者と就学児童の保護者を対象に行い、平成十六年三月に結果報告書として冊子が完成しています。

今年九月、真鶴町次世代育成支援対策地域協議会を小児科医等を構成とし、委員十三名で立ち上げました。既に会議は二回ほど開催しています。



ボランティア活動の推進を

Q6

第三次真鶴町行政改革大綱

や総合計画でも述べているが、今、現実として都市化、核家族化の進行、価値観の多様化に伴い、地域社会における住民の連帯感が希薄化し、地域における各種活動に支障を来たしている現状がある。

無駄のない効率的な行政をしていくためには、地域との協働が欠かせないものと考える。そのためには、今こそ町総ぐらみでボランティア活動を充実、推進をしていかなければ、活力ある豊かな真鶴町は望むべくもないと思う。真鶴町の明日のために、元気な地域コミュニティの育成、活動の活性化を図るための施策について町長の考えを伺う。

行動計画の策定に際し、町民の子育てに関する生活実態やサービスの利用意向、意見、要望を把握し、基礎データを収集す

ようになつてきました。当町においては、社会教育ボランティアとして七十名の方が登録をし、また託児ボランティアにおいては、各種行事に際して、母親が参加しやすい環境づくりに大きく貢献していただいている。また自の不自由な方々には、声で町広報を届ける録音奉仕会などの行政と共生した活動も行われています。

こうした活動は、活力あるまちづくりに重要な役割を担うものであると認識しています。

十月一日に開館した情報センター真鶴の一階部分には、そうした自主的な活動を行う団体が、活動の拠点として利用できる住民サポートコーナーがあり、五つの団体が登録されています。将来的には、こうした団体の横断的な連絡調整を取りながら、総合的に支援していくことができればと考えています。

回答



Q7 岩小学校施設の今後の使用は

統合に伴う岩小学校施設について、用地は賃貸借契約の中での使用目的は学校施設と明示されているが、地域への開放事業や災害避難場所としても位置づけされている。今後の使用についての考え方を伺う。

賃貸借契約書によると、岩小学校校舎、その他の学校用地として、平成二十年三月末までの使用契約になつています。

学校統合により来年四月以降は、現在の使用目的とは異なる

のは明らかですが、地域への体育施設の提供、また災害時の広域避難場所としてなど、このようないい考え方から土地の所有者と協議し、今後の使用についても継続をお願いしていくつもりです。

保護者、統合化推進協議会やPTA、地域の方々とも話し合

い、しかるべき時期までに結論が出せるよう努力したいと思つ

周辺の良好な環境を維持しつ

つ、効果的かつ財政上の負担を増大させない工夫をし、関係者の理解と協力を得ながら事務処理を進めたいと考えています。



回答

Q8 情報センターの開館時間は

オープン後まだ二ヶ月足らずではあるが、夜間六時以降の利用は限られた場所のみが使用されているように見受けられる。開館時間の見直しや照明の軽減ができないか伺う。

回答

一月十日の開館から十二月十四日までに七千五百五十人の方の利用があり、一日平均にすると約百三十人になります。本日十二月議会から大型ディスプレーを利用して議会の生中継を行っています。このように利用できる環境の整備も徐々に行なっていますが、三階図書館の閉館時間の午後六時以降については小・中学生の帰宅時間ともなり、利用者が少なくなるのも現状です。

しかし、主婦層がフリースペースを利用して話す機会が増えています。また、住民サポートコーナーの利用者からは打ち合わせ等を使用するため夜間の開館は必要であるという意見も出ています。照明については夜間等利用者の少ない場所は、間引き消灯をするなど既に実施しています。

情報センターは近隣商店街にぎわいの演出という役割もあります。また開館して二ヶ月余りといたことから、開館時間の見直しについてはもうしばらく利用状況を見て、検討していくたいと考えています。

Q9

町長の公約である町民サービスの向上に、諸証明発行の時間延長や土・日業務について評価される向きもあるかと思うが、果たして町民のニーズがあるのか疑問も感じる。提

案として、町民の近くに住む

職員が依頼を受け、出勤時間や退社時間等に受け渡すようなサービスはどうか。

回答

既に役場では宿日直制度があり、それらの対応業務とあわせ実施していきたいと思います。

法的な問題や職員の勤務システムの問題など、研究すべき課題がありますが、そうした方向で検討しています。

今まで土・日・祭日に行つて

いる日直者は手当が出ています。私は経費を削減するために一階の窓口にその二名をあげるという考え方です。

Q10 改憲問題は

私は一国民として当然憲法を遵守するのは努めであると思っています。改憲については、これは国会が議論する場面と思うので、私がとやかく言う話ではないと思います。

Q11 学童保育を

今後の対応策としては、目標事業量は平成二十一年度、十五人一ヶ所になっています。素案の段階ですが、そのような内容で行動計画は策定しつつあります。

基本的には受益者負担を原則に考えるべきと思っています。対象者等も含め、料金の額を皆さんと協議しながら進めていきたいと思います。

二〇〇〇年に開かれた国連ミレニアムフォーラムの報告書では、日本国憲法第九条に表現されている戦争放棄原則を採択することが提案された。

学童保育の実施について、共働き家庭やひとり親家庭が

この日本国憲法は、第九条を軸として世界でも進んだ打ちを持ち、三十条にわたり豊かな人権規定が書かれている。問題はそれが政治に生かされていないことである。

憲法と教育基本法を変えようとする動きに対し、住民の福祉の増進と地方自治を発展させる立場から町の態度を明らかにする必要があると思うが、町長の見解を伺う。

Q12 ごみリサイクルの取り組みは

選挙公約で町長は少子化対策を挙げている。学童保育の実施も当然少子化対策の一環であり、今、町で学童保育を実施することは必ずあると考へるがどうか。

町では分別資源化を推進してきていますが、リサイクル率を高める施策をどのように持っているのか。

次にエコループセンター構想についてだが、これは山北町の山砂利採石場の跡地民間企業十九社で構成するエコループセンターを作り、一般廃棄物、産業廃棄物の処理、再資源化を行おうとするものであり、最終的には横浜、川崎市以外の廃棄物処理をここでする計画である。

この計画内容は色々な角度から検討しても、多くの問題を抱えている。この計画に対して県は真鶴町にも参加するような指導もあるが、町長はこの計画に対しどのように進めようとしているのか。また町民にはこの情報をどのように提供し、理解を広げていくのか。

ごみは発生源の近いところで処理するのが原則だが、この計画はそれに反する計画だと想う。湯河原町との衛生組合を行っていいただいて対策をと思うが、町長の見解を伺う。

合併特例法という法律の中で起きていることです。私は受身ですから、受けたことにより法に従つたことをするのが私の務めと思っています。

まちづくり条例の充実強化については、十年が経過した間に約八十件の建設行為が条例に基づいて手続きに入っています。

回 答

自立した町を目指す決意、今でもこの方向の姿勢を持つているのか確認したい。住民発議として合併協議会再開の要望署名簿が提出されているが、このことについての現在の状況、町長の考えを伺う。また、元気で活力のある町をつくるために、自立して真鶴町のまちづくり計画を策定していく必要があると思うがどうか。

Q13 自立を目指した町を

これらの実績を踏まえて現在、課題・問題点を整理し、条例の充実に向け見直しをするように調整しています。

活力のあるまちづくりの推進には、町民、各種団体の協力が

ますます必要となります。活動については、行政支援が重要であることは認識しており、情報センターでの拠点活用や行政支援の方法など今後さらに検討していきたいと思っています。



あなたも議会を傍聴してみませんか

議会の傍聴は町政の動きや議員活動、議会運営などを知る最も良い方法です。手続きは簡単です。お気軽にいでかけください。

次の定例会は、3月に行われます。日程などは2月下旬の議会運営委員会で決まります。情報センター真鶴の1階でも議会を生中継でご覧いただけます。詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。

☎ 68-1131

内線 362~363

Q14

介護保険の見直しを

介護保険は平成十七年四月に五回目の見直しの時期を迎える。その内容は介護への国の財政支出を抑制するための高齢者のサービス利用を制限する一方、国民の負担を一層増すというものだ。

町としては国が制度改正の動きを見据えた上で、今後の検討課題とさせていただきたい。

町長の声である保険料の据え置き、負担軽減策の実施について伺う。



真鶴で活躍中の竹筆書家 望月秋羅作

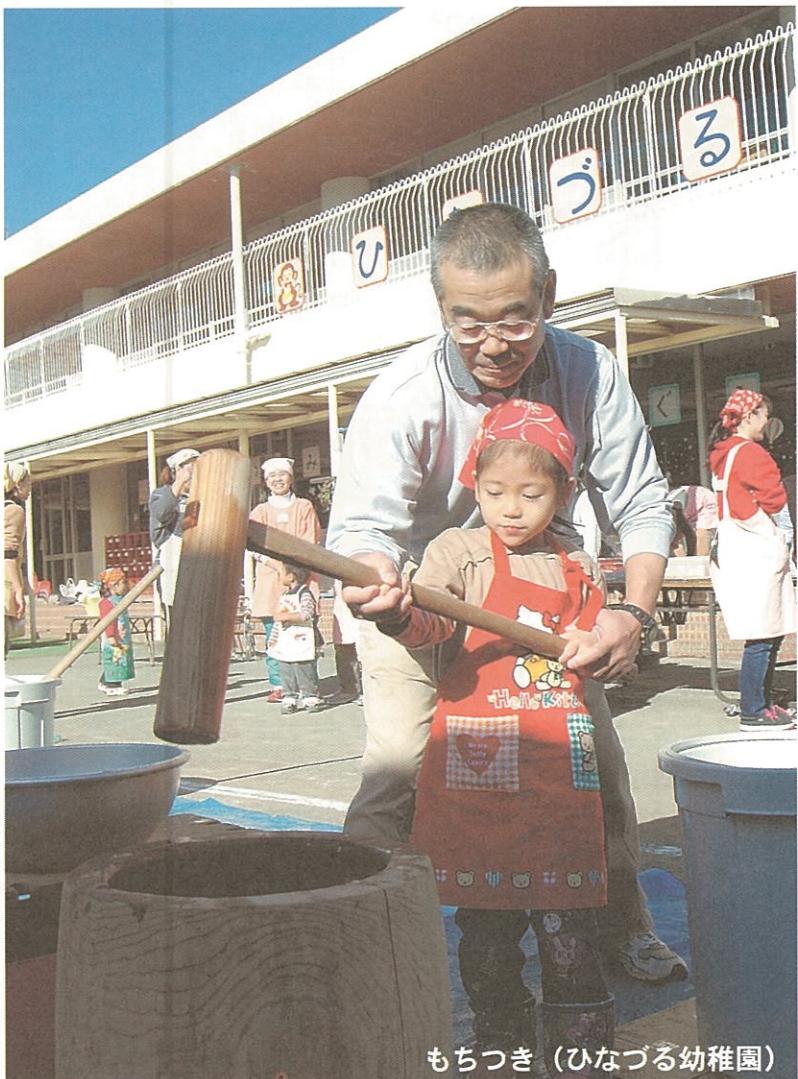
編集後記

約二年という年月を重ねて議がなされた湯河原町との合併は、本年一月二十六日、湯河原町長から正式な文書での回答により、終止符が打たれました。地方分権の推進により、小さ

な町にも大きな責任が委ねられます。そのためにも優れた人材の育成と輩出が要請され、議会も単なるチェック機関だけではなく政策立案能力が求められています。

財政難のため、やむなく「議会だより」も休刊せざるを得ない状況になりました。今後は情報センターの活用で「IT通信」として再開できればと願い、これまでのご愛読に感謝をしつつ

真鶴町議会だより編集委員会
委員長 神野秀子
副委員長 長谷川勝己
委員 高田昇
青木雅人
岡ノ谷佳子
福井弘行



〈お知らせ〉議会だよりは本号をもって休刊させていただきます